

# 計算書類に対する注記

(法人全体用)

## 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

## 2. 重要な会計方針

### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料：最終仕入原価法

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法

### (3) 固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

### (4) 引当金の計上基準

#### ・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備える為、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

#### ・退職給付引当金

職員の退職給付に備える為、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算している。

## 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 4. 法人で採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金

中小企業退職金共済制度

## 5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

### (1) 法人全体の計算書類(第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

### (2) 事業区分別内訳表(第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

当法人では、社会福祉事業のみの為、作成していない。

### (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

### (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では公益事業行っていない為、作成していない。

### (5) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では収益事業行っていない為、作成していない。

### (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

#### 1. 法人運営拠点

- ・法人運営
- ・地域福祉活動推進
- ・給食サービス
- ・共同募金配分金
- 2. 善意銀行拠点
  - ・善意銀行
- 3. 介護保険拠点
  - ・居宅介護支援
  - ・居宅介護等
- 4. 障害福祉サービス拠点
  - ・居宅介護
  - ・相談支援
  - ・移動支援
  - ・ドリームハウス管理運営事業
- 5. 受託事業拠点
  - ・生活福祉資金貸付事務
  - ・日常生活自立支援
  - ・在宅福祉サービスセンター
  - ・子育てサポート
  - ・養育支援訪問
  - ・ボランティアセンター
  - ・障害者スポーツ大会
  - ・新公共交通システム
  - ・第1号通所介護事業
  - ・生活支援体制整備事業
  - ・福祉バス管理運営事業
  - ・成年後見制度利用促進事業
  - ・生福資金特貸債権管理フォローアップ支援事業
  - ・地域包括支援センター管理運営事業

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合 計	3,000,000	0	0	3,000,000

## 7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し 該当なし

## 8. 担保に供している資産 該当なし

## 9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	10,721,822	2,270,921	8,450,901
車輛運搬具	7,969,863	7,188,815	781,048
器具備品	5,085,260	3,857,731	1,227,529
有形リース資産	3,300,000	2,310,000	990,000
ソフトウェア	1,385,300	1,385,300	0
公共施設負担金	946,000	269,373	676,627
合 計	29,408,245	17,282,140	12,126,105

## 10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	18,500,094	0	18,500,094
短期貸付金	122,000	0	122,000
貸付事業貸付金	334,500	0	334,500
合 計	18,956,594	0	18,956,594

## 11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

該当なし

## 12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

該当なし

## 13. 重要な偶発債務

該当なし

## 14. 重要な後発事象

該当なし

## 15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし

## 計算書類に対する注記

(法人運営事業拠点用)

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料：最終仕入原価法

#### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

#### (4) 引当金の計上基準

##### ・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備える為、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

##### ・退職給付引当金

職員の退職給付に備える為、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算している。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金

中小企業退職金共済制度

### 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

#### (1) 法人運営拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

#### (2) 法人運営拠点区分事業活動明細書(別紙3(Ⅰ))

・法人運営事業

・地域福祉活動推進事業

・給食サービス事業

・共同募金配分金事業

#### (3) 法人運営拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅱ))

・法人運営事業

・地域福祉活動推進事業

・給食サービス事業

・共同募金配分金事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
合 計	3,000,000	0	0	3,000,000

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし

7. 担保に供している資産  
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	10,721,822	2,270,921	8,450,901
車輛運搬具	7,143,748	6,362,701	781,047
器具備品	2,528,585	1,802,139	726,446
ソフトウェア	1,007,300	1,007,300	0
公共施設負担金	946,000	269,373	676,627
合 計	22,347,455	11,712,434	10,635,021

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	229,320	0	229,320
短期貸付金	122,000	0	122,000
貸付事業貸付金	334,500	0	334,500
合 計	685,820	0	685,820

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし

## 計算書類に対する注記

(善意銀行事業拠点用)

### 1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料：最終仕入原価法

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備える為、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

・退職給付引当金

職員の退職給付に備える為、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算している。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金

中小企業退職金共済制度

### 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 善意銀行拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 善意銀行拠点区分事業活動明細書(別紙3(Ⅰ))

当法人では、善意銀行拠点のサービス区分が1つの為、作成していない。

(3) 善意銀行拠点区分資金収支明細書(別紙3(Ⅱ))

当法人では、善意銀行拠点のサービス区分が1つの為、作成していない。

### 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

該当なし



6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし

7. 担保に供している資産  
該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具備品	204,540	204,539	1
合 計	204,540	204,539	1

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。  
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。  
該当なし

11. 重要な後発事象  
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項  
該当なし

# 計算書類に対する注記

(介護保険事業拠点用)

## 1. 重要な会計方針

### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料：最終仕入原価法

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法

### (3) 固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

### (4) 引当金の計上基準

#### ・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備える為、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

#### ・退職給付引当金

職員の退職給付に備える為、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算している。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金

中小企業退職金共済制度

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

### (1) 介護保険拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

### (2) 介護保険拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊸))

・居宅介護支援事業

・居宅介護等事業

### (3) 介護保険拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊹))

・居宅介護支援事業

・居宅介護等事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	826,115	826,114	1
器具備品	119,700	119,699	1
合 計	945,815	945,813	2

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	11,236,768	0	11,236,768
合 計	11,236,768	0	11,236,768

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

## 計算書類に対する注記

(障害福祉サービス事業拠点用)

### 1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料：最終仕入原価法

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備える為、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

・退職給付引当金

職員の退職給付に備える為、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算している。

### 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 3. 採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金

中小企業退職金共済制度

### 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 障害福祉サービス拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 障害福祉拠点区分事業活動明細書 (別紙3(⑪))

・居宅介護事業

・相談支援事業

・移動支援事業

・ドリームハウス管理運営事業

(3) 障害福祉拠点区分資金収支明細書 (別紙3(⑩))

・居宅介護事業

・相談支援事業

・移動支援事業

・ドリームハウス管理運営事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具備品	1,537,035	1,035,957	501,078
ソフトウェア	378,000	378,000	0
合 計	1,915,035	1,413,957	501,078

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	6,408,360	0	6,408,360
合 計	6,408,360	0	6,408,360

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

# 計算書類に対する注記

(受託事業拠点用)

## 1. 重要な会計方針

### (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料：最終仕入原価法

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法に基づく原価法

### (3) 固定資産の減価償却の方法

平成19年3月31日以前に取得したものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

### (4) 引当金の計上基準

#### ・賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備える為、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上している。

#### ・退職給付引当金

職員の退職給付に備える為、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算している。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当なし

## 3. 採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金

中小企業退職金共済制度

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

### (1) 受託事業拠点計算書類(第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

### (2) 受託事業拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊸))

- ・生活福祉資金貸付事業
- ・日常生活自立支援事業
- ・在宅福祉サービスセンター運営事業
- ・子育てサポート事業
- ・養育支援訪問事業
- ・ボランティアセンター事業
- ・障害者スポーツ大会事業
- ・新公共交通システム事業
- ・第1号通所介護事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・福祉バス管理運営事業
- ・成年後見制度利用促進事業

- ・生福資金特貸債権管理フォローアップ支援事業
  - ・地域包括支援センター管理運営事業
- (3) 受託事業拠点区分資金収支明細書 (別紙3 (㊹))
- ・生活福祉資金貸付事業
  - ・日常生活自立支援事業
  - ・在宅福祉サービスセンター運営事業
  - ・子育てサポート事業
  - ・養育支援訪問事業
  - ・ボランティアセンター事業
  - ・障害者スポーツ大会事業
  - ・新公共交通システム事業
  - ・第1号通所介護事業
  - ・生活支援体制整備事業
  - ・福祉バス管理運営事業
  - ・成年後見制度利用促進事業
  - ・生福資金特貸債権管理フォローアップ支援事業
  - ・地域包括支援センター管理運営事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
器具備品	695,400	695,397	3
有形リース資産	3,300,000	2,310,000	990,000
合 計	3,995,400	3,005,397	990,003

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	625,646	0	625,646
合 計	625,646	0	625,646

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし